

平成26年12月26日

## 日本郵政グループの株式上場計画の公表について

一般社団法人全国信用組合中央協会  
会長 渡 邊 武

本日、日本郵政株式会社が日本郵政グループの株式上場計画を公表し、日本郵政株式会社及びその子会社である金融二社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）の株式を来年度半ば以降、同時に上場することを目指す方針が示されました。

今回の上場計画では、日本郵政グループの株式の売却と同社が100%保有する金融二社の株式の売却については50%程度となるまで段階的に売却するとされておりますが、完全民営化までの具体的なスケジュールは依然として示されておらず不透明なものとなっております。

日本郵政株式会社の株式については、郵政民営化法により早期処分義務が課せられているほか、復興財源確保法により東日本大震災の復旧・復興財源に充てることとされており、その実現性のための政府保有株式の処分に向けた準備であるものと理解しております。

なお、ゆうちょ銀行の新規業務の参入については、まずは完全民営化への具体的な道筋を早期に示すことが不可欠であり、また、その確実な実行が担保されてから、その是非を検討されるべきものと考えております。

また、預入限度額に関しては、「当面は引き上げない」ことが改正郵政民営化法の附帯決議に盛り込まれておりますが、引き続き、実質的に政府の関与が続く間は、その限度額を引き上げられるべきではないと考えております。

郵政民営化法では、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」といった理念が掲げられております。

私どもとしては、郵政民営化法の基本理念に則り、郵政改革が本来の目的に沿って進められることを強く希望いたします。

以 上